

日本言語障害児教育研究会会則

第一条（名称）

本会は、日本言語障害児教育研究会と称する。

第二条（事務所）

- (1) 本会の事務所は、会長の定めるところにおく。
- (2) 前項の事務所は、千葉県八千代市麦丸 1136-2 におく。

第三条（目的）

本会は、言語障がい児(者)の教育、研究等に寄与することを目的とする。

第四条（事業）

本会は、前項の目的を達成するために下記の事業を行う。

- (1) 全国研究会および研修会の開催
- (2) 国内外の研究および情報の収集と普及
- (3) 随時の委員会または部会による事業
- (4) 刊行物の発行
- (5) その他必要な事業

第五条（会員）

本会は、言語障がい児(者)の教育、研究、保育、福祉等の仕事に従事する者及びそれらに関心を持つ者をもって会員とする。

第六条（役員）

本会に、次の役員をおく。役員名は、別紙役員名簿一覧とする。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 事務局長 1名
- (5) 会 計 2名
- (6) 本会に監査2名を置く事とする。

第七条（役員の職務、権限）

- (1) 会長は、本会を代表し、理事会を主宰する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- (4) 事務局長は、事務を統括する。
- (5) 会計は、本会の会計事務を司る。

(6) 監査は、会務並びに会計を監査する。

(7) 本会は、必要に応じて事務局長代理、事務局次長をおき、事務局長を補佐する。

第八条（役員を選任・退任）

(1) 役員を選任・退任は、理事会の承認を必要とする。

(2) 役員は理事の中から選出する。

第九条（理事会）

本会の会議は、理事会とし、会長、副会長、理事で構成する。

第十条（運営）

本会の運営は、理事会が行う。

第十一条（顧問・名誉会長）

(1) 本会は、必要に応じて顧問・名誉会長をおくことができる。

(2) 顧問・名誉会長は、会長の求めに応じ、会務の相談にあたる。

第十二条（経費）

本会の経費は、参加費、寄付金、事業収入などによる。

第十三条（予算および決算）

本会の運営に伴う収支の予算ならびに決算は、理事会の承認を必要とする。

第十四条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年10月1日に始まり、翌年9月末に終わる。

第十五条（会則の改正）

本会則の改正は、理事会の議決による。

付則

1. 本会則は、1968年8月3日から施行する。
2. 本会則は、2000年10月1日に一部改正し、施行する。
3. 本会則は、2011年12月10日に一部改正し、施行する。
4. 本会則は、2015年10月3日より、一部改正し、施行する。